

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生活交通確保対策運行費補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	地域住民の生活交通の維持確保のため、バス路線の運行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 一部の路線については、国・県との協調補助。
補助事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象経費	補助対象運行システムの経常欠損額の実績の額（国県補助額を除く）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費の額の10分の10の額（1,000円未満切り捨て）を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10分の10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 生活交通の維持確保の観点から、市単独補助路線の運行費欠損額を補助するため
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 バス路線の維持について運行実績などから総合的に判断する。
補助制度開始	平成21年11月24日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡市内で該当する事業者は、新潟交通佐渡株式会社のみ
事業担当	（担当部署） 企画部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184